

【イギリス】2022年アイデンティティ及び言語（北アイルランド）法

関西館電子図書館課長 上綱 秀治
(海外立法情報調査室在籍時に執筆)

* 2022年12月6日、北アイルランドの国家・文化のアイデンティティ及び言語について定める法律が制定された。

1 背景・経緯

北アイルランド執政府による自治は、英国との連合を支持するユニオニストとアイルランドとの統一を支持するナショナリストの対立により、しばしば停止してきた。2017年1月9日から2020年1月11日までの間も停止したため、2018年から2019年にかけて、復活に向けた協議が英国政府、アイルランド政府、北アイルランドの主要政党間で行われ、2020年1月9日に「新たな10年、新たなアプローチ」¹合意が発表され、同月12日に復活した。合意において、北アイルランドの文化的多元主義と多様性の尊重等に関する事項を法律として定めること等が求められ、約束として組み込まれた。この約束を実現するため、2022年12月6日、2022年アイデンティティ及び言語（北アイルランド）法²が英国議会の制定法として制定された。

2 2022年アイデンティティ及び言語（北アイルランド）法の概要

本法は、全3部12か条及び3附則から成り、北アイルランドにのみ適用される。本則のうち第3部は制定日に施行され、第1部及び第2部は、主務大臣が規則で定める日に施行される。

(1) 国家・文化のアイデンティティ及び言語（第1部：第1条～第5条）

第1条から第3条までは、主に1998年北アイルランド法³を改正する。北アイルランドの公的機関が、宗教的信条、政治的意見、人種的集団に関し、北アイルランドに関する職務を遂行する際、国家・文化のアイデンティティの原則（以下「原則」）に十分配慮することを義務づける。原則とは、北アイルランドでは何人も、①国家・文化のアイデンティティを選択、容認、維持及び発展させ、②異なる国家・文化のアイデンティティを持つ人々の感受性に配慮し、法の支配を尊重する方法で、そのアイデンティティを表現及び称揚する自由を有し、公的機関は、評価の同等性（parity of esteem）、相互尊重及び理解並びに協力を促進する目的で、異なる国家・文化のアイデンティティを持つ人々間の和解、寛容及び有意義な対話を奨励し促進すべきであるという原則である。この義務への遵守を監視・推進するため、アイデンティティ・文化表現局（以下「局」）を設立する。局は、①北アイルランドにおける文化的多元主義及び多様性の

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2023年3月10日である。

¹ “New Decade, New Approach,” 2020.1. GOV.UK website <https://assets.publishing.service.gov.uk/government/uploads/system/uploads/attachment_data/file/856998/2020-01-08_a_new_decade_a_new_approach.pdf> 2022年2月8日に北アイルランド（大臣、選挙、懸念の請求）法（Northern Ireland (Ministers, Elections and Petitions of Concern) Act 2022 c.2）として規定された事項に加え、復活後の優先的取組事項、言語・アイデンティティ等に関して合意した。上綱秀治【イギリス】2022年北アイルランド（大臣、選挙、懸念の請求）法『外国の立法』No.292-2, 2022.8, pp. 16-17. <https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12312716_po_02920207.pdf?contentNo=1> 本法に関連する詳細は、主に「新たな10年、新たなアプローチ」のAnnex Eに記載されている。

² Identity and Language (Northern Ireland) Act 2022 c.45. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2022/45/contents/enacted>>

³ Northern Ireland Act 1998 c.47. <<https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1998/47/contents>>

尊重を促進し、②異なる国家・文化のアイデンティティを持つ人々の中の社会的結束及び和解を促進し、③北アイルランドの人々が、国家・文化のアイデンティティの違いに関する問題に対処する能力と回復力を高め、④北アイルランドに住む全ての人々の文化的・言語的遺産を支援し、その称揚を奨励することを主たる目的とし、(a)原則に対する認識を促し、(b)公的機関が原則を十分配慮する義務を遵守することを監視・推進し、(c)その義務の遵守について議会に報告しなければならない。局は、カースルレー⁴財団（以下「財団」）を設立すること又は他の者が財団を設立するための補助金を交付することができる。財団は、北アイルランドにおける国家・文化のアイデンティティやアイデンティティの変遷を含む、アイデンティティに関する学術研究への資金援助と支援を主目的とする（第1条）。

首席大臣及び副首席大臣が共同でアイルランド語コミッショナー（Irish Language Commissioner）を任命することを義務づける。当該コミッショナーの主な任務は、北アイルランドの国民又は国民の一部にサービスを提供する公的機関によるアイルランド語使用を促進・保護することである。当該コミッショナーは、公的機関によるアイルランド語の使用に関するベストプラクティスの基準を策定しなければならない。公的機関は、当該基準に十分配慮することが義務づけられる（第2条）。首席大臣及び副首席大臣が共同でアルスター・スコッツ及びアルスター・ブリティッシュの伝統コミッショナー⁵（Commissioner for the Ulster Scots and the Ulster British tradition.以下「伝統コミッショナー」）を任命することを義務づける。伝統コミッショナーは、北アイルランドにおけるアルスター・スコッツ及びアルスター・ブリティッシュの伝統に関する言語、芸術、文学の強化及び発展を主な任務とする（第3条）。北アイルランドの裁判所における全ての手続きを英語で行うことを義務付けている1737年司法の運営（言語）法（アイルランド）⁶を廃止する（第4条）。北アイルランド教育省に対し、教育制度におけるアルスター・スコッツ語の使用及び理解の奨励並びに促進を義務づける（第5条）。

（2）主務大臣の権限（第2部：第6条～第8条）

主務大臣は、アイデンティティ及び言語に関する職務⁷の執行において北アイルランドの大臣又は北アイルランドの省庁に与えられているのと同じ権限を行使することができる。主務大臣は、北アイルランドの大臣、北アイルランドの省庁又はアイデンティティ及び言語当局（局、アイルランド語コミッショナー及び伝統コミッショナー）に対して、当該大臣、省庁又は当局がアイデンティティ及び言語に関する職務を執行する等のために行うべき、又は行うべきではない事項等を指示することができる（第6条）。財団に関する局の権限と同様の権限を主務大臣に与える（第8条）。

⁴ カースルレー（Castlereagh）は、アイルランド出身のイギリスの政治家であったカースルレー子爵（Viscount Castlereagh. 本名は Robert Stewart）の名前に由来する。“Identity and Language (Northern Ireland) Bill,” House of Lords, Hansard, vol.823, 2022.7.13. col.1494. <<https://hansard.parliament.uk/Lords/2022-07-13/debates/DBC5575D-6976-4452-BFF8-2DAB2312115E/IdentityAndLanguage>>; マイペディア: 小百科事典 新装新訂, 平凡社, 1995, p243

⁵ アルスター・スコッツ（Ulster Scots）は、スコットランドからアイルランド島北東部のアルスターに移住した人々、その文化的伝統（言語を含む。）等を指す。“What is Ulster-Scots,” Ulster-Scots Agency website <<https://www.ulster-scotsagency.com/what-is-ulster-scots/>> 当該コミッショナーの名称について、シン・フェイン党は、「アルスター・スコッツ」、民主統一党は、より広義な「アルスター・ブリティッシュ」（Ulster British）を用いるべきと主張した。Enda McClafferty, “Irish and Ulster Scots: DUP and Sinn Féin row delays legislation,” 2022.2.9, BBC website <<https://www.bbc.com/news/uk-northern-ireland-60317736>>

⁶ Administration of Justice (Language) Act (Ireland) 1737 c.6. <<https://www.legislation.gov.uk/aip/Geo2/11/6/contents>>

⁷ 本法第1条から第3条までの規定により、又はそれらに基づいて与えられる職務（規則を制定する権限又は指示を与える権限を除く。）。